料金・決済規定

水海道ゴルフクラブ

20150611

水海道ゴルフクラブ料金・決済規定

2015.06.11 改定

遠山偕成株式会社（以下「会社」という）は，水海道ゴルフクラブ（以下「当ゴルフ場」という）における正会員及び年間会員の利用料金及びその決済につき，以下の通り規定する。

１．正会員の入会金及び年会費

１）正会員になろうとする者は，会社に対し，以下の入会金を支払う。（ただし，旧法人会員が新法人会員に移行する場合，新たな入会金は要しない。）（　）内は削除

新法人会員　　5,000,000 円＋消費税

個人会員　　2,500,000 円＋消費税

２）毎年１月１日から 12 月 31 日までを会員年度とし、会員は会社に対し、毎年12 月 25 日までに、以下の翌年度分年会費を支払う。

旧法人会員　　100,000 円＋消費税

新法人会員　　200,000 円＋消費税

個人会員　　100,000 円＋消費税

３）年度途中で入会する場合は，会社に対し，入会日に応じて，以下の初年度年会費を支払う。

第１四半期（１月１日から３月 31 日まで）の入会　　年会費の 100％

第２四半期（４月１日から６月 30 日まで）の入会　　年会費の 75 ％

第３四半期（７月１日から９月 30 日まで）の入会　　年会費の 50 ％

第４四半期（ 10 月１日から 12 月 31 日まで）の入会　年会費の 25 ％

４）一度納入された入会金及び年会費は，事情の如何を問わず返却しない。

２．年間会員のプレー権料および年会費

１）年間会員になろうとする者は，会社に対し，以下のプレー権料および年会費を支払う。

全日会員　　プレー権料　300,000 円＋消費税

年会費　　100,000 円＋消費税

週末会員　　プレー権料　200,000 円＋消費税

年会費　　100,000 円＋消費税　　(2013.07.31 付一旦募集停止）

平日会員　　プレー権料　100,000 円＋消費税

年会費　　100,000 円＋消費税

２）年間会員の有効期限は１年間で随時入会できるが、入会日はプレー権料および年会費の支払いが確認できた日の翌月１日からとする。なお、入会者の希望があれば、確認日の当月から入会することもできるが、入会月の確定日までは会員扱いとならない。

３）年間会員が引続き翌年も入会する場合は、最終月の25 日までに，定められたプレー権料および年会費を支払う。

４）一度納入されたプレー権料および年会費は，事情の如何を問わず返却しない。

３．預託金

１）正会員は，会社に対し，以下の預託金を預託する。

旧法人会員　　45,000,000 円

新法人会員　　20,000,000 円

新法人会員（1口2名記名）は2つの会員番号を持ち、預託金はそれぞれの会員番号の口座に 10,000,000 円ずつ預託し（登録記名人が決まらない場合でも同様）、登録記名人が変更される場合、新登録記名人はその口座を引き継ぐ。

個人会員　　10,000,000 円

2）預託金は，無利子とし，正会員が退会手続きを完了した時点で全額を返還する。ただし，会則第 14 条第1項第1号により除名された正会員は，会社に対し，預託金の返還を請求することができない。

3）正会員が退会手続きをした時点で会社に対し未納料金がある場合には，預託金から未納料金を控除する。

4）預託金返還請求権は，退会手続き完了の前後を問わず譲渡，担保権の設定等一切の処分ができない。

5）旧法人会員が新法人会員に移行する場合，旧法人会員が移行手続きを完了した時点で，旧法人会員の預託金額と新法人会員の預託金額の差額を返還する。

4．書換手数料

1）法人会員は，登録記名人を変更する場合，会社に対し，以下の書換手数料を支払う。

旧法人会員　記名人　1名につき 500,000 円＋消費税

代理人　1名につき 300,000 円＋消費税

新法人会員　1名につき 300,000 円＋消費税

2）法人会員は，法人の名称を変更する場合，会社に対し，1回につき1口 10,000 円＋消費税の書換手数料を支払う。

3）一度納入された書換手数料は，事情の如何を問わず返却しない。

5．ゴルフ場の利用料金

当ゴルフ場におけるプレー料金等の利用料金は，会社が別途定める。

6．決済方法

1）旧法人会員

①旧法人会員は，当ゴルフ場の利用料金及び年会費等の支払いを，現金払い，クレジットカード払い，請求書払いにより行う。

②旧法人会員の同伴または紹介によるゲストの利用料金の支払いは，現金払いまたはクレジットカード払いにより行う。同伴または紹介をした旧法人会員は，ゲストの利用料金につき請求書払いによる支払いを行うこともできる。

2）新法人会員及び個人会員

①新法人会員及び個人会員は，当ゴルフ場の利用料金及び年会費等の支払いのため，支払預り金口座（以下「デポ口座」という）を開設する。これにより、会社に対する全ての支払いを，現金払い，クレジットカード払い，請求書払いのほか、デポ口座残高（以下「デポジット」という）または会社が定める「ポイント制度の栞」に規定するポイント（以下「ポイント」という）により行う。なお、デポ口座の利用は新法人会員及び個人会員の権利であり、利用しないことが出来る。

②デポ口座には，預託金からの振替のほか、現金払い，クレジットカード払い，請求書払いより入金することができるが，ポイントの振替によって入金することはできない。

③新法人会員及び個人会員は，会社が定める年会費の支払い時点において，デポジットが年会費の支払いに不足する場合，デポジット不足分と同額を預託金から振り替えることについてあらかじめ同意する。

④預託金の振替により入金する場合，デポ口座への振替後の預託金の残高は，以下の金額を下回ることができない。

新法人会員　　6,000,000 円

新法人会員（1口2名記名）は2つの会員番号を持ち、それぞれの会員番号の口座の預託金残高は300万円を下回ることができない。

個人会員　　3,000,000円

⑤デポジットは，その口座を保有する新法人会員及び個人会員のみが使用できる。また，会社は，本人確認を行うことができた場合には，新法人会員及び個人会員にデポジットの使用を認めなければならない。

3）　残高証明書発行手数料　（2015.06.11 改定）

年1回3月末付けの残高証明書は、無償とします。それ以外に依頼を受けた物については、下記の通り料金が発生いたします。

旧法人会員　何口でも1件に付き　500円＋消費税
新法人会員　何口でも1件に付き　500円＋消費税
個人会員　500円＋消費税

4）年間会員の決済方法

年間会員は，当ゴルフ場の利用料金（同伴によるゲストの利用料金を含む）の支払いを，現金払い，クレジットカード払いおよびポイント口座により行う。また、プレー権料および年会費の支払いについては，銀行振り込みのほか、現金払いまたはクレジットカード払いにより行うこともできる。

7．規定の変更

1）会社は，必要に応じ，会員に対する通知をせず，本規定の内容を改定することができる。ただし，会員は，会社に対し，会社の営業時間内において，会社が定める方式により，その時点において有効な本規定の閲覧を請求することができる。

2）法令の改正により消費税及び地方消費税の税率に変更があった場合，本規定中「消費税」と記載された金額については，変更後の税率で再計算した金額に変更される。